

米沢市共催等事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米沢市（以下「市」という。）が市以外のものが主体となって実施する事業又は制作した作品に対し、共催、後援、協賛又は推薦（以下「共催等」という。）を行う場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画及び運営に参画し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助することをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛意を表すことをいう。
- (4) 推薦 映画、出版物等の作品について、文化的、芸術的価値を認め推薦することをいう。

(承認の基準)

第3条 市が共催等を承認する事業又は作品（以下「事業等」という。）は、次の各号の全ての要件に該当するものとする。ただし、作品については、第3号を除く。

- (1) 事業等の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - ア 目的及び内容が市の教育、文化、体育、産業等の普及向上に寄与するものであること。
 - イ 市民福祉の向上に寄与するものであること。
 - ウ 特定の宗教又は政党のためのものでないこと。
 - エ 原則として市全般にわたる規模で行なわれるもので、対象者を限定しないものであること。
 - オ 営利を主たる目的としないものであること。
 - カ 事業の開催に当たっては、公衆衛生及び災害防止について十分な措置が講じられているものであること。
- (2) 事業等の主催者又は制作者（以下「主催者等」という。）が次に掲げる

いずれかの要件に該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体若しくはこれらの執行機関であること。

イ 公益法人又は公共的団体であること。

ウ その他市長が適当と認める団体又は個人であること。

(3) 事業の主催者について、その存在が明確であって、当該事業の遂行能力が十分認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、主催者等が米沢市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団と関係があるとき、又はそのおそれがあるときは共催等の対象としない。

（共催等の申請）

第4条 共催等の承認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該事業を開始する日の30日前までに、第1号に掲げる事項を記載した申請書に第2号に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請書に記載する事項

ア 申請者氏名、代表者氏名、担当者氏名、連絡先住所及び電話番号

イ 事業等の名称

ウ 事業等の目的

エ 開催期日

オ 開催場所

カ 参加対象及び参加見込数

キ 他の共催者及び後援者等

ク 経費の負担方法

ケ 参加費、入場料等の有無、種類及び金額

コ 公衆衛生・災害防止等安全に対する措置の状況

サ その他参考事項や特筆すべき事項

(2) 関係資料

ア 開催要項等

イ 収支計画書等

ウ その他市長が必要と認める資料

（共催等の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業等が第3条の規定に該当するか審査し、当該事業等への共催等を承認すると決定したときは共催等承認通知書により、承認しないと決定したときは共催等不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業等への共催等を承認するに当たっては、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 事業等に対しては、負担金等の公費支出が予定されている場合を除き、市費による経費の負担は一切行わないこと。
- (2) 市の施設の使用許可及び使用料等の減免を行うものでないこと。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(変更届)

第6条 前条第1項の規定により事業等への共催等の承認を決定された主催者等(以下「承認者」という。)は、当該事業等に変更が生じたときは、直ちに市長に申出なければならない。

(結果報告)

第7条 承認者は、事業等の終了した日の翌日から起算して30日以内に、第1号に掲げる事項を記載した報告書に第2号に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 報告書に記載する事項

- ア 承認者氏名、代表者氏名、担当者氏名、連絡先住所及び電話番号
- イ 事業等の名称
- ウ 開催期日
- エ 開催場所
- オ 参加人数
- カ 事業内容
- キ 効果
- ク その他の参考事項及び特筆すべき事項

(2) 関係資料

- ア 共催等が記載されている資料等
- イ 収支内訳書等
- ウ その他市長が必要と認める資料

(承認の取消し)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により共催等の承認を決定された事業等又は承認者が各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当したとき。
- (3) 第5条第2項の規定に基づき条件を付した場合にあっては、当該条件に違反したとき。
- (4) その他共催等を行うにふさわしくない事態が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により共催等の承認の決定を取り消したときは、共催等承認取消通知書により承認者へ通知するものとする。

(主管課等の処理)

第9条 事業等への共催等の承認に関する事務は、当該事業等に係る事務を分掌する課等又は当該事業等に関連を有する課等が行うものとする。

2 共催等の承認を受けようとする事業等が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、前項で規定する課等で必要な事項を協議するものとする。

- (1) 当該事業等が新たなもの又は異例なものであるとき。
- (2) 事業等への共催等の承認に関する事務を主管する課等（以下「主管課等」という。）を特定することが困難なとき。

3 主管課等は、当該月における事業等への共催等の承認状況について、共催等一覧表に記載の上、企画調整部秘書広報課へ提出するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。